

令和6年度国民健康保険料（税）の賦課状況について

市町村の国保財政運営の責任主体は都道府県であるが、県が定める標準保険料（税）率を参考にした保険料（税）率の決定や被保険者への賦課及び徴収は市町村の役割とされている。

市町村における令和6年度国民健康保険料（税）の賦課状況（速報値）は、下記のとおりである。

1 賦課方式

賦課方式は、2方式（所得割、被保険者均等割）、3方式（2方式＋世帯別平等割）、4方式（3方式＋資産割）があり、本県の標準保険料率は3方式で算定している。

令和6年度は、2方式が2市、3方式が51市町村、4方式が1町となっている。（医療給付費分）

なお、前年度から賦課方式を変更（4方式→3方式）した市町村は大府市、蟹江町、飛島村です。

賦課方式	市町村数	世帯数	被保険者数		令和5年度市町村数	
			割合	割合		
2方式	2	291,174	34.2%	407,780	32.4%	2
3方式	51	558,741	65.6%	846,956	67.3%	48
4方式	1	2,337	0.3%	3,541	0.3%	4

2 賦課限度額

各市町村は保険料（税）の賦課に当たって、政令で定める額を上限として、賦課限度額を設定する。

令和6年度は、医療給付費分で53市町村、後期高齢者支援金分で47市町村、介護納付金分で全市町村が政令基準額と同額となっている。

	政令基準額 （千円）	基準と同額 の市町村数		令和5年度 市町村数
		割合	割合	
医療給付費分	650	53	98.1%	53
後期高齢者支援金分	240	47	87.0%	41
介護納付金分	170	54	100.0%	54

【参考】保険料（税）調定額

令和6年度（4月1日現在）の一人当たり保険料（税）調定額（県内市町村平均）は、119,594円である。

なお、前年度から9.39%増である。

	令和6年度	令和5年度	増減率
調定総額	150,482,941千円	144,387,110千円	104.22%
被保険者数（各年度4月1日現在）	1,258,277人	1,320,712人	95.27%
一人当たり調定額	119,594円	109,325円	109.39%